

公示番号：180608

国名：東ティモール

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年2月中旬から2019年4月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.87M/M、合計 1.37M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	26日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月23日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情
報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単
独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年2月5日
(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業・農村開発分野における各種評価調査
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）において、農業は非石油輸出額の約80%を占め、就業人口の約65%が従事する重要な基幹産業である（State Budget 2016, Budget Overview Book 1）。現在は、石油や天然ガス等の資源収入がGDPの約80%を占める一方、これらの天然資源は早ければ2021年頃には枯渇する可能性があるとしており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいては、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP、2011年）」を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の向上、主食であるコメ自給率の向上等を掲げ、2020年までの食料自給達成を目標としている。一方、2013年のコメ自給率は約35%であり、国内のコメ消費量の約60%以上を輸入米が占めている現状がある。加えて、安価な輸入米の流入が年々増加すると同時に、コメの作付面積及び収穫面積は2008年（46,000ha）をピークに減少傾向にあり、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

食料自給率の向上を目指す上で課題となるのが、①投入資材（優良種子、肥料等）や栽培技術の不足、②灌漑施設の不適切管理による不安定な取水状況、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府による買い取り制度の未熟さ、である。かかる状況がコメの生産性低下／低迷、農民のコメ生産意欲の低下、国産米の適切な流通の停滞の原因となり、連鎖的に国産米の供給を阻害する状況が生み出されている。東ティモールの食料自給率改善の為には、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスが一貫して機能することによって、コメ生産を通じた適切な収入を実現し、農家のコメ生産に対するインセンティブを向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICAは、同国の農業全般を担う農業水産省（Ministry of Agriculture and Fisheries：以下、「MAF」という。）と国産米の買い取り制度を実施する商工省（Ministry of Commerce and Industry：以下、「MCI」という。）と協力して、「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施中である。本プロジェクトでは、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③国産米流通・販売モデルの構築、④政府による備蓄米管理の改善、⑤4県で行われたこれらの活動成果の南部地域を含む他県への普及、に取り組み、コメのバリューチェーン全体の改善を通して、コメ生産による農家世帯所得の向上を図っている。

今回実施する中間レビュー調査は、本プロジェクトが中間段階に差し掛かったタイミングで、プロジェクト活動の実績、成果を評価確認するとともに、プロジェクト目標の達成に向けた、案件デザインの見直しを行うことを主目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）による現時点での評価を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年2月中旬～2月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、農業水産省、農家、その他東ティモール側機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。なお、テトウン語への翻訳は必要に応じてプロジェクトスタッフが対応する予定。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年3月上旬～3月下旬）

- ①JICA 東ティモール事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③東ティモール側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。なお、プロジェクトサイトでの調査の際には、インタビュー対象農家の圃場位置や利用水路、地方関係機関や灌漑の主要施設等の位置情報も GPS 等を用いて記録する。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。調査時に記録した位置情報は地図上に表示する等して分析の材料とする。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び東ティモール側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及び東ティモール側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA 東ティモール事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2019年4月上旬～4月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③担当分野の中間レビュー調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

中間レビュー報告書（英文）、担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付の上、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒デンパサール⇒ディリ⇒デンパサール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年3月4日～2019年3月29日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 稲作技術（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICA東ティモール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄テトゥン語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイントメント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

本プロジェクトの事業事前評価表

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf)

②本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8420）にて配布します。

- ・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・PDMおよびPO（最新版）
- ・第一回～第三回モニタリングシート

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、

特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上